

岩手県告示第 522 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
渋民歯科クリニック	盛岡市玉山区渋民字泉田 67 番地 15	平成 18 年 8 月 16 日
孝仁さわやか訪問看護ステーション	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 5 月 1 日
成田内科胃腸科医院	紫波郡矢巾町又兵エ新田第 8 地割 101 番地	平成 19 年 3 月 1 日
小松歯科医院	上閉伊郡大槌町大町 4 番 25 号	平成 18 年 8 月 1 日
川井村国民健康保険川井中央診療所	下閉伊郡川井村大字川井第 2 地割 169 番地 5	平成 19 年 6 月 1 日
川井村国民健康保険川井歯科診療所	下閉伊郡川井村大字川井第 2 地割 169 番地 5	”